

## 生活保護法による指定施術機関の指定の取消しについて

生活保護法（以下「法」という。）による指定施術機関である深山茂弘（事業所名称：みやま石原はりきゅうマッサージ治療院（以下「事業者」という。））が、施術報酬の不正な請求を行っているとの通報があったことから、令和2年3月13日付けで法第55条第2項において準用する法第54条第1項の規定に基づき立入検査を実施して以降、複数回にわたり事業者から事実確認を行った結果、通報にあったとおり施術報酬の不正な請求を行っている事実が判明しました。

このため、令和2年7月17日に事業者に対し、令和2年7月31日付けで「指定の取消し」を行う旨の行政処分を通知しましたので御報告します。

あわせて、事業者に対して行った、不正請求した施術報酬に加算金を含めた額の返還について、速やかな納入を求めするなど必要な対応を行ってまいります。

## 記

## 1 事業者の概要

- (1) 名 称：みやま石原はりきゅうマッサージ治療院
- (2) 所 在 地：京都市南区吉祥院西ノ内町52番地ディアステージ京都洛南103号
- (3) 施 術 者：深山 茂弘
- (4) 施 術 種 別：あんま・はりきゅう
- (5) 指定年月日：昭和62年6月13日

## 2 立入検査の実施状況及びその結果

## (1) 実施期間

令和2年3月13日（実地による調査）

※ 立入検査実施以降、複数回にわたり事業者を呼出し、事実確認を実施。

## (2) 実施内容

ア 書類審査

イ 事業者に対するヒアリング

## (3) 判明した不正等の事実

ア 事業者が施術を行っている生活保護受給中の全患者9名のうち7名の患者について、平成30年1月から令和元年8月までの間、施術日数の付増請求を行い、施術報酬（236,110円）を不正に受領していた。

イ 事業者は、患者の主治医の印鑑及び同患者の主治医が属する医療機関の法人印を偽造し、同印鑑を使用し、適切に同意を得たかのように作為し、平成30年4月から令和元年10月までの間、施術報酬を不正に受領（3,814,690円）していた。

ウ 生活保護法指定施術機関は、患者に関する施術録を整備のうえ、5年間保存しな

ければならないと規定されているが、過年度分（平成28年度分から平成30年度分の一部）の施術録が保管されていなかった。

### 3 行政処分の実施

#### (1) 行政上の措置

##### ア 処分内容

指定の取消し

##### イ 処分年月日

令和2年7月31日

##### ウ 処分理由

- ・ 上記「2(3)ア及びイ」に掲げる施術報酬の不正な請求は、生活保護法第55条において準用する同法第51条第2項及び医療扶助運営要領第6-4において準用する同要領第6-3(2)ア(イ)に該当する。
- ・ 上記「2(3)ウ」に掲げる施術録が保管されていなかった事実については、生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条第1項、指定医療機関医療担当規定第13条において準用する同規定第8条及び第9条に違反する。

##### エ 処分による効果

- ・ 指定取消日以降、法に基づく医療扶助のための施術ができなくなる。
- ・ 指定取消日から5年間は、法に基づく指定を受けることができなくなる。

#### (2) 経済上の措置

返還請求額：17,278,085円（加算金：1,620,320円含む。）

(内訳)

- ① 2(3)ア及びイに基づく返還請求額（不正請求額）：4,050,800円
  - ② 2(3)ウに基づく返還請求額（不当利得額）：11,606,965円
  - ③ ①の不正請求額に対する加算金※：1,620,320円
- ※ 不正請求額に100分の40を乗じ、小数点以下を切り捨てた額の合計。

### 4 今後の取組

#### (1) 事業者への対応

返還すべき「施術報酬」について、速やかな返還を求めます。

#### (2) 現利用者への対応

事業者に対し、利用中の患者を他の施術機関へ移行させるなど施術の受診に支障が生じないように指導しています。

#### (3) 再発防止策

- ・ 今回の事案を踏まえ、同様の事態が生じないよう本市が協定締結している施術事業者の団体を通じて各団体に加入する事業者に対し注意喚起を行うとともに、適正な施術報酬の請求が行われるよう周知します。
- ・ 各区役所・支所保健福祉センターと本庁生活福祉課適正化担当との連携を強化し、施術事業者の不正な施術報酬の請求等が疑われる事案や生活保護の不正受給に関する情報について情報共有を行い、必要な調査を行ったうえで、適切に指導・検査の対応を行ってまいります。